

令和9年度

由良町保育施設等利用のご案内

(1) 令和9年4月入所(園)申込受付期間

令和8年10月5日(月)～令和8年10月26日(月)

(2) 申込受付場所

由良町役場内 教育委員会 午前8時30分～午後5時15分

(土・日・祝日を除く)

ゆらこども園

午前9時～午後4時まで

(日曜日・祝日を除く)

(3) 募集定員(予定)

0歳児 6名

1歳児 12名

2歳児 24名

3歳児 21名(うち短時間児3名)

4歳児 21名(うち短時間児3名)

5歳児 26名(うち短時間児4名)

※年齢表(新)

0歳児 令和 8年4月2日生～令和 8年10月1日生

1歳児 令和 7年4月2日生～令和 8年 4月1日生

2歳児 令和 6年4月2日生～令和 7年 4月1日生

3歳児 令和 5年4月2日生～令和 6年 4月1日生

4歳児 令和 4年4月2日生～令和 5年 4月1日生

5歳児 令和 3年4月2日生～令和 4年 4月1日生

※申込関係書類が不足している場合は、受付できませんのでご注意ください。

<お問い合わせ>

由良町役場 教育委員会教育課

〒649-1111

由良町里1220-1

TEL 0738-65-1800

1. 子ども・子育て支援新制度

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。
新制度では、児童は下記の3つの区分で認定を受ける必要があります。

2. 認定区分について

保育所・認定こども園を利用する場合、保護者の就労状況や希望に応じ、「教育標準時間認定」、「満3歳以上・保育認定」、「満3歳未満・保育認定」の3つに区分されます。

さらに、保育認定を受ける場合は、就労時間や認定要件により、「保育標準時間」、「保育短時間」に分かれます。

◆ 1号認定（教育標準時間認定）

3歳以上の就学前の児童で、保育の必要性がなく教育を希望される場合
利用できる主な施設：幼稚園、認定こども園（短時間）

◆ 2号認定（満3歳以上・保育認定）

3歳以上で保護者の就労や疾病などにより保育を必要とする児童

- ・ 満3歳以上保育標準時間（最長11時間）
- ・ 満3歳以上保育短時間（最長8時間）

利用できる主な施設：保育所、認定こども園（保育標準時間・保育短時間）

◆ 3号認定（満3歳未満・保育認定）

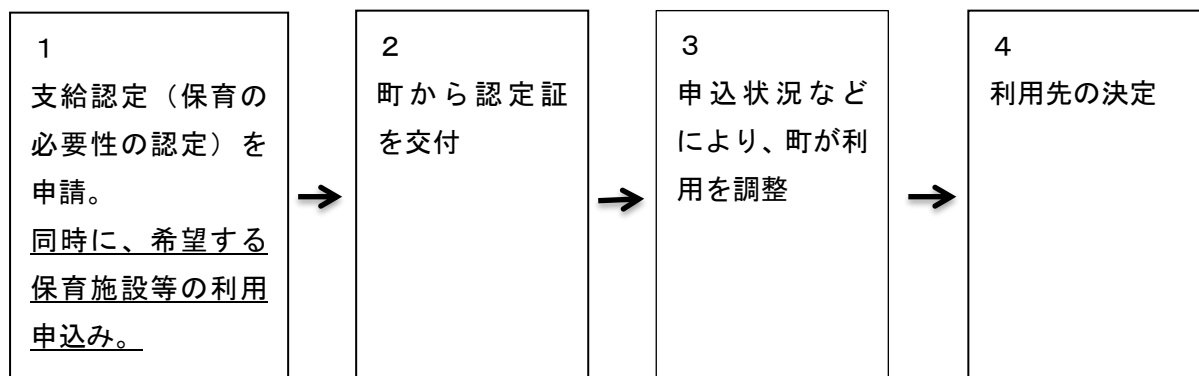
3歳未満で保護者の就労や疾病などにより保育を必要とする児童

- ・ 満3歳未満保育標準時間（最長11時間）
- ・ 満3歳未満保育短時間（最長8時間）

利用できる主な施設：保育所、認定こども園（保育標準時間・保育短時間）

3. 利用手続きの流れ

保育所、認定こども園の利用を希望する場合



4. 保育を必要とする事由について

2号認定、3号認定を受けるためには、次の保育を必要とする事由のいずれかに該当する必要があります。

- (1) 就労（就労時間が1か月あたり48時間以上）
- (2) 妊娠・出産
- (3) 保護者の疾病、障害
- (4) 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動（起業の準備を含む）
- (7) 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- (8) 虐待やDVのおそれがあること
- (9) 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- (10) その他、上記に類する状態として町が認める場合

5. 支給認定の有効期間

保育を必要とする事由	認定の有効期間
就労 保護者の疾病、障害 同居親族の介護・看護 災害復旧 児童虐待・DV	当該児童が小学校へ就学するまで（2号認定） 当該児童が満3歳に到達する日まで（3号認定）
妊娠・出産	出産前：出産予定日を基準に前8週間 出産後：出産日を基準に後8週間 ※
求職活動	有効期間の開始日から90日を経過する日の月末まで
就学	保護者の卒業予定日の月末まで
その他	町長が必要と認める期間

※出産日（出産予定日）から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までの期間が該当します。

6. 保育所等申込みに必要な書類

- (1) 施設型給付費等支給認定申請書兼保育所・認定こども園入所（園）申込書
- (2) 家族状況
- (3) 保育を必要とする証明書類

※ 父親・母親 それぞれの証明書が必要になります。

〔就労証明書が必要な場合〕

- ①会社勤務の方は、事業主の証明書
- ②内職の方は、受注先の事業主の証明書
- ③自営業等の方（町様式へ自身で記載し、確定申告書や開業届のコピー等を添付してください）

※就労証明書は、由良町の様式または事業所の様式（勤務時間等必要事項がわかるもの）で作成してください。

〔求職活動状況申立書が必要な場合〕

求職活動を行っている証明として公共職業安定所（ハローワーク）において登録している証明（受付票のコピー等）を添付してください。

※入所決定の際、入所承諾期間を90日とさせていただきます。保育所等入所後、勤務先が決定次第、就労証明書を提出してください。

〔病状等証明書が必要な場合〕

- ① 出産 母子手帳（出産予定日が明記されているページ）等のコピーを添付してください。
※入所承諾期間は産前と産後8週間ずつとさせていただきます。
- ② 疾病 証明（医師による、治療期間を明記したもの）
- ③ 障害 障害者手帳等のコピーを添付してください。

〔介護・看護証明書が必要な場合〕

- ① 介護・障害 介護・看護を受ける方の要介護度が記載された介護保険被保険者証もしくは障害者手帳等のコピーを添付してください。
- ② 看護 看護を受ける方の病状証明（医師による、治療期間を明記したもの）を添付してください。

〔その他の場合〕

事情を明記した書類及び事情を証明する書類のコピー等

（４）確約書

7. 利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（保育料）の額については、別添保育所・認定こども園利用者負担額表をご覧ください。

利用者負担額（保育料）は、お子様の認定区分（1号、2号、3号）、保育の必要量（保育標準時間、保育短時間）及び世帯の町民税額の課税状況により算定します。

令和9年4月から8月までの保育料は、令和8年度の町民税を基に算定し、令和9年9月から令和10年3月は令和9年度の町民税を基に算定します。

保護者（父・母）の収入や扶養等の状況により、同居の祖父母等（扶養義務者で家計の主宰者である場合に限り）の町民税額も合算して保育料を算定する場合もあります。

保育料の引落日は、毎月27日（当該日が休日の場合は、翌営業日）に登録口座から引き落とされます。（ただし、3月のみ25日に引き落とされます。）

8. 延長保育、預かり保育について（ゆらこども園利用の方）

○延長保育

保育標準時間で認定された方は、保護者の就労時間に対し、下記のとおり延長保育が利用できます。（認定後、別途申請書の提出が必要です。）

	時間帯（休園日を除く）	料金（1日につき）
送り	午前7時15分～午前8時	無料
迎え	午後4時～午後6時15分	無料
	午後6時15分～午後7時	200円 （11日以上利用の場合 月額2,000円）

○預かり保育

教育標準時間で認定された方は、やむを得ない事情により一時的に保育の延長が必要な場合、下記のとおり午後4時までの預かり保育が利用できます。（利用をご希望の方は、認定後、別途申請書の提出が必要です。）

	時間帯 （月～金：休園日を除く）	料金（1日につき）
迎え	午後2時～午後4時	300円

9. 通園バスの利用について（ゆらこども園利用の方）

通園バスは、3歳児クラス以上の児童が利用できます。

（利用をご希望の方は、認定後、別途申請書の提出が必要です。）

	月額使用料
登園時	1,000円
降園時	1,000円